

2013年12月20日 全9頁

法定利率に関する改正提案

民法（債権関係）の改正に関する中間試案－4

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が2013年2月26日に決定されている。
- 現在、法制審議会民法（債権関係）部会で、2015年2月頃に法制審議会の答申が可能となるように、要綱案を取りまとめることを目指して改正に向けた審議が続けられている。
- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の内容は多岐にわたるが、ここでは法定利率に関する改正提案を取り上げる。
- 例えば、金銭債務の不履行の場合における損害賠償の遅延損害金を算定する場合などに使われることがある民法の「法定利率」を、固定制から変動制に変更することを提案している。
- また、不法行為（例えば交通事故など）等に基づく損害賠償額の算定に当たり行われる中間利息控除についても、検討を行っている。

1. 中間試案の公表

2013年（平成25年）2月26日、法制審議会民法（債権関係）部会では、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下、「中間試案」という）を決定した。

これは、「民法」という法律の契約などに関する規律を定めた債権関係の部分の改正につき、法務省に設置された法制審議会民法（債権関係）部会における審議の中間的な取りまとめである。「民法」の債権関係の部分で、債権法などと呼ぶこともあり、債権法の改正に関するものともいえる。2013年（平成25年）4月16日から同年6月17日までパブリック・コメントの手続が実施された。集まった意見などをもとに、法制審議会民法（債権関係）部会では再び、改正に向けた審議が続けられている。現段階ではいつ改正されるか定まっていないが、2013年（平

成 25 年) 7 月 16 日の法制審議会民法(債権関係)部会では、1) 今後の審議を通じて要綱案の取りまとめを行うこと、2) その取りまとめは、2015 年(平成 27 年)2 月頃に法制審議会の答申をすることが可能な時期までに行うこと、3) 要綱案の取りまとめに先立ち、2014 年(平成 26 年)7 月末までに「要綱仮案」の取りまとめを行うことが示された。

また現在、中間試案とは別に、事務当局(法務省民事局参事官室)の文責で、中間試案の各項目のポイントを要約して説明する「(概要)」欄と、詳細な説明を加える「(補足説明)」欄を付した「民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明」(以下、この資料のことを「補足説明」という)も公表されている。

これらの中間試案や補足説明は、法務省の以下のウェブサイトで公表されている。

URL : <http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900184.html>

ここでは、中間試案や補足説明に基づき、民法の法定利率に関する改正提案を見ていくことにする(注1)(注2)。

(注1) このレポート作成の際に参考にしてている中間試案や補足説明は、2013 年(平成 25 年)7 月 4 日補訂済みの中間試案や補足説明である。

(注2) このレポートでは、補足説明でなされている解説内容の概略を示すことを試みる。

2. 「法定利率」?

「法定利率」とは、法律で定められている利率である。

例えば、金銭債務の不履行の場合における損害賠償の遅延損害金を算定する場合(民法第 419 条第 1 項)などに使われることがある(注3)。

現行の民法第 404 条の定める法定利率は、年 5 パーセントの固定制となっている。現行の民法第 404 条の法定利率を民事法定利率と呼ぶこともある(注4)。

(注3) 法定利率が適用される具体的な場面については、法制審議会民法(債権関係)部会第 33 回会議の「部会資料 31 民法(債権関係)の改正に関する論点の検討

(4) 【PDF】(平成 24 年 2 月 28 日補訂)」の 53~54 ページも参照。なお当該資料については、法務省の以下のウェブサイト参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900090.html>

(注4) 商事法定利率と呼ばれるものもある。商法第 514 条で定められている法定利率であり、年 6 パーセントの固定制とされている。商人間の取引などの商行為(商法

第 4 条、第 503 条など参照) などに関する法定利率である。

3. 法定利率（民法第 404 条関係）に関する改正提案

【中間試案を見る上での注意】

なお、中間試案を見るにあたり、次のことに注意が必要である。

- ・「 [] 」つまり「カッコ（補足説明の中ではブラケットと呼んでいる。）」が使われているところがあるが、仮の案を挙げる場合や、カッコ内の言葉を加えた案があることを示す場合に使われている。
- ・このレポートでは該当するものがないが、前者の場合に「 / 」つまり「スラッシュ」を使い、いくつかの案を掲げている場合もある。

(1) 変動制による法定利率

(i) 中間試案の提案

中間試案では、次のとおり記載されている（下線は筆者が加えた。なお枠内の「注」は中間試案自体の注である）。

(1) 変動制による法定利率

民法第 404 条が定める法定利率を次のように改めるものとする。

ア 法 改正時の法定利率は年 [3 パーセント] とするものとする。

イ 上記アの利率は、下記ウで細目を定めるところに従い、年 1 回 に限り、基準貸付利率（日本銀行法第 33 条第 1 項第 2 号の貸付に係る基準となるべき貸付利率をいう。以下同じ。）の変動に応じて [0.5 パーセント] の刻みで、改定 されるものとする。

ウ 上記アの利率の改定方法の細目は、例えば、次のとおりとするものとする。

(ア) 改定の有無が定まる日（基準日）は、1 年のうち一定の日に固定して定めるものとする。

(イ) 法定利率の改定は、基準日における基準貸付利率について、従前の法定利率が定まった日（旧基準日）の基準貸付利率と比べて [0.5 パーセント] 以上の差が生じている場合に、行われるものとする。

(ウ) 改定後の新たな法定利率は、基準日における基準貸付利率に所要の調整値を加えた後、これに [0.5 パーセント] 刻みの数値とするための所要の修正を行うことによって定めるものとする。

(注1) 上記イの規律を設けない(固定制を維持する)という考え方がある。

(注2) 民法の法定利率につき変動制を導入する場合における商事法定利率(商法第514条)の在り方について、その廃止も含めた見直しの検討をする必要がある。

(ii) 概略

【民事法定利率を固定制から変動制へ】

中間試案では、現行の民法第404条が定める法定利率(民事法定利率)を固定制から変動制に変更することを提案している。そしてその変動制の概要を提案している。

【とりあえず引下げ [中間試案の本文ア]】

現行の民法第404条の法定利率、年5パーセント(固定制)は、近年の非常に低い市場金利の実勢との乖離が著しく、違和感が指摘されている^(注5)。また、このような市場金利の実勢から乖離した高い利率が、債権者に紛争の解決を引き延ばすインセンティブ^(注6)を与えるなどの弊害を引き起こしているとも指摘されている。そこで、現在の年5パーセント(固定制)の法定利率を、基本的に引き下げる方向で見直すことを提案している。具体的な数値についてはいろいろ考慮しなければならない^(注7)として、中間試案ではとりあえず年3パーセントという案をブラケットで囲んで提示している。なおこれは、今回の民法改正が行われた場合の、当初の民法の法定利率についての話である。

(注5) 一方、補足説明では、「もっとも、部会の審議においては、現行の年5パーセントという利率が高過ぎるとの認識について、疑問を呈する意見があった。現時点でも、一般事業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際の金利が5パーセントを超えることは珍しくないことなどを根拠とするものである。この意見が説得力を持つような場面は確かに想定され得るので、適切な金利水準を検討する上で留意する必要があると考えられる。」とも記載されている。

(注6) 金銭債務の不履行の場合における損害賠償の遅延損害金の場合を例にして、ごく簡単に述べると次のとおりである。訴訟開始時などに損害賠償は遅延となり、その後確定判決などを経て実際に支払われるまで、損害賠償がその期間遅延したとして年5パーセントで遅延損害金が付加されることになる。そこで、訴訟に勝てると思った請求者(債権者)が、早期に訴訟を終了し損害賠償等を受領して、銀行預金で運用するよりは得だと考えて、いたずらに訴訟を引き伸ばそうとしかねないというような懸念がある。

(注7) 補足説明では、「法定利率のあるべき水準を措定するに当たっては、履行期に金銭を受領していたら確実に得られていたであろう運用利益のみを考慮して、一般の銀行預金等の金利と同等の水準にまで利率を下げるのは相当でないと思われる。得られるはずの運用利益の水準に配慮するのは当然としても、債権者が同額の金員

を他から得るために要するコスト（調達コスト）を填補するという観点や、履行のインセンティブを確保するという要請にもバランスよく配慮し、様々な場面に画一的に適用され得る利率として、できる限り広く納得の得られる水準とする必要があると考えられる。」と記載されている。

【緩やかな変動制へ〔中間試案の本文イ〕】

中間試案の本文イは、民法の法定利率につき、利率の変動制を採用することを提案している。

変動制をとるに当たり、①一般的な経済情勢の変動等に連動して適切な水準を確保すること、②実務の負担がいたずらに大きくならないように^(注8) 緩やかに変動させるような工夫を施すこと、が必要と考えられた。

(注8) どのようなことが懸念されているのかについては、例えば、「法制審議会民法（債権関係）部会第36回会議」の議事録（PDF版）の48ページの村上委員の発言が参考になると思われる。なお当該議事録については法務省の以下のウェブサイト参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900101.html>

そこで、法定利率は、一般的な経済情勢の変動等に連動して適切な水準を確保するために、基準貸付利率（日本銀行法第15条第1項第2号、第33条第1項第2号）を指標^(注9) ^(注10)とした上で、緩やかに変動を生じさせる観点から、年1回に限り、かつ、例えば0.5パーセント刻みで改定されるという仕組みを提案している。

(注9) 補足説明では、変動制を採用する場合の基礎的な指標とするのに「基準貸付利率」がふさわしい理由として、以下の点を挙げている（以下のア、イは引用）。

「ア 現在の日本銀行の金融政策では、無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準の誘導目標が政策金利として位置付けられているが、基準貸付利率はそのレートの上限を画する機能を持つものとされている。したがって、政策金利を見直す場合には、それに伴って基準貸付利率の水準も見直しを検討されることになる。基本的には、政策金利の引上げは基準貸付利率の引上げを伴い、政策金利の引下げは基準貸付利率の引下げを伴う。

そして、金融市場における金利の趨勢は、政策金利とされる無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準を起点として形成されることから、基準貸付利率の引上げ（引下げ）は、一般的に、金融市場における金利の上昇（低下）を伴う。

以上のような意味で、基準貸付利率は、我が国の金融市場における金利の一般的な趨勢を表していると評価することが可能である。

イ 基準貸付利率は日本銀行法によってその位置付けが明確になっており、その決定又は変更が行われた場合には、その旨が公表されることから、常に参照可

能性が確保されている。」

(注10) 基準貸付利率については、日本銀行の以下のウェブサイトも参照。

http://www.boj.or.jp/mopo/measures/mkt_ope/len_a/index.htm/

なお、この提案に対して、法定利率の変更は法律改正によるのが相当であるとして、法定利率につき固定制を維持すべきであるとの考え方があり、これを中間試案の「(注1)」で取り上げている。

【変動制の細目の例示 [中間試案の本文ウ]】

中間試案の本文ウは、民法の法定利率の改定の仕組みに関する細目として定めるべき内容を例示している。

具体的には、以下の項目を挙げている。

- ① 改定の有無が定まる基準日を1年のうち一定の日に固定(中間試案の本文ウ(ア))
- ② 法定利率の改定は、基準日における基準貸付利率が、従前の法定利率が定まった日の基準貸付利率と比べて乖離幅が一定の数値以上であったときに限ること(中間試案の本文ウ(イ)。その乖離幅として、差し当たり0.5パーセントをブラケットで囲んで提示している)
- ③ 基準貸付利率に一定の数値(「調整値」)を加えて算出された数値につき、小数点以下の数値を一定幅の刻みとするための所要の修正をすること(中間試案の本文ウ(ウ)。その刻み幅として、差し当たり0.5パーセントをブラケットで囲んで提示している)^(注11)

(注11) 補足説明では、0.5パーセント刻みとするための所要の修正の例として、「基準貸付利率に調整値を加えた数値の小数点以下2桁が0.25未満である場合にはこれを切り捨て、0.25以上0.75未満である場合には0.5とし、0.75以上である場合にはこれを切り上げるという計算式を用意しておくこと」を挙げている。その上で、補足説明では、③の運用例として、「法定利率決定の基礎となる基準貸付利率が0.3、調整値が2.7、法定利率が $0.3+2.7=3$ パーセントであった場合に、例えば、5年目に基準貸付利率が上昇して1.0パーセントとなったときは、法定利率は3.5パーセントに変更されることとなる(基準貸付利率が0.3から1.0に変更されることから、基準貸付利率と調整値との和は3.7となるが、これが3.5に丸められる)。」との記述を掲載している。

【商事法定利率について [中間試案の「(注2)」]】

中間試案の「(注2)」では、商事法定利率(商法第514条)の見直しも必要となるとしている。補足説明では、現在年6パーセントの固定制とされている商事法定利率については、民法の法定利率を変動制へと改めるのに伴い、①廃止する、②変動制による民法の法定利率に年1パーセントを加えたものとするなどの見直しの要否を検討する必要があるとしている。

(2) 法定利率の適用の基準時等

(i) 中間試案の提案

中間試案では、次のとおり記載されている（下線は筆者が加えた）。

(2) 法定利率の適用の基準時等

ア 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないとき は、その利率は、利息を支払う義務が生じた最初の時点の法定利率によるものとする。

イ 金銭の給付を内容とする債務の不履行 については、その損害賠償の額は、当該債務につき債務者が遅滞の責任を負った最初の時点の法定利率によるものとする。

ウ 債権の存続中に法定利率の改定があった場合 に、改定があった時以降の当該債権に適用される利率は、改定後の法定利率とするものとする。

(ii) 概略

【変動制の場合、法定利率の適用の基準時等を定めておくことが必要】

民法の法定利率につき将来にわたって繰り返し変動する制度とする場合には、個々の債権につきどの時点における法定利率を適用するかや、債権の存続中に法定利率の変更があったときに当該債権に適用される法定利率も変更するものとするか否かについて、あらかじめルールを定めておくことが必要と考えられた。そこで中間試案に「(2) 法定利率の適用の基準時等」の項目が設けられた。

【利息を生ずべき債権について別段の意思表示がない場合 [中間試案の本文ア]】

中間試案の本文アでは、利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、利息を支払う義務が生じた最初の時点の法定利率によるものとしている。

【金銭の給付を目的とする債務の不履行の場合 [中間試案の本文イ]】

中間試案の本文イでは、金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、当該債務につき債務者が遅滞の責任を負った最初の時点の法定利率によることとしている。

なお、補足説明では、現行の民法第 419 条第 1 項同項ただし書の「約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による」という考え方は維持するとしている。

【法定利率適用の債権の存続中に法定利率の改定があった場合 [中間試案の本文ウ]】

中間試案の本文ウは、法定利率が適用される債権が存続している間に法定利率の改定があった場合に、当該債権に適用される利率も改定するとしている^(注12)。つまり、その時々々の法定利率が適用されることになる（その債権の存続中、適用される法定利率が変動することになる）。

(注12) 補足説明では、「約定利率が法定利率を上回る場合に約定利率を遅延損害金と

する民法第 419 条第 1 項ただし書によると、ある金銭債務の遅延損害金につき、ある時期は法定利率が適用され、ある時期は約定利率が適用されるというケースが生じ得るが、本文ウの規律は、このような場面が生ずることを前提としている。」と記載されている。つまり、現行の民法第 419 条第 1 項ただし書は「約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による」とされており、それが改正後も残れば、中間試案の「(2) 法定利率の適用の基準時等」のウのような考え方が必要になるだろうとしている（その場合は、約定利率が適用されている場合も、ウの「法定利率」に含まれるなどの断りなどが必要となるかもしれない）。

補足説明では、「法定利率の変動制につき緩やかな変動を想定するものとしているから、ある債権に適用する利率を途中で変更することのコストは大きなものではないと考えられる。そうであれば、市場金利との関連性を保つことを優先してよいと考えられるからである。」と、その理由を述べている。

(3) 中間利息控除

(i) 中間試案の提案

中間試案では、次のとおり記載されている（下線は筆者が加えた）^(注13)。

(3) 中間利息控除

損害賠償額の算定に当たって 中間利息控除 を行う場合には、それに用いる割合は、年[5 パーセント] とするものとする。

(注) このような規定を設けないという考え方がある。また、中間利息控除の割合についても前記(1)の変動制の法定利率を適用する旨の規定を設けるという考え方がある。

(注 13) 囲みの中の「前記(1)」とは、このレポートで言えば、「(1) 変動制による法定利率」の部分のことである。

(ii) 概略

【中間利息控除とは？】

不法行為（例えば交通事故など）等に基づく損害賠償額の算定に当たり、被害者側の将来の逸失利益や出費を現在価値に換算するなどの作業も必要になる。その際に使用される利息相当額を「中間利息」と呼び、その中間利息を使って現在価値に換算する（割引く）ことを「中間利息控除」と呼んでいる。

また判例は、中間利息控除に用いる割合につき、法的安定性や統一的処理の必要性等を理由に、民法所定の法定利率である年 5 パーセントを用いるべきであるとしている（最判平成 17 年 6 月 14 日）。

【法定利率の変動制と中間利息控除 [中間試案の本文]】

民法の法定利率を変動制に改めた場合に、現在のように中間利息控除に用いる割合として法定利率を利用するのがよいかという疑問が生じてくる。もし中間利息控除の在り方を解釈運用に委ねるとするのでは、損害賠償算定の実務に混乱が生ずるおそれがある。そこで、中間利息控除に関して何らかの規定を設けることが考えられる。しかしその場合、今回の民法の改正作業の中では、損害賠償額の算定に関する現在の実務運用の当否に関する議論はまったく行っていないので、そのような議論をしないままに損害賠償額の結論が変更されるような改正をすることは望ましくないと考えられる。

そこで、中間試案では、今回の改正では現状を維持することとし、中間利息控除に用いる割合を年5パーセントとする旨の規定を法定利率とは別に定めることが提案されている（なお年5パーセントは仮の値とされている）^{（注14）}。

（注14）なお、補足説明では、「損害賠償額の算定に当たって中間利息控除を要するか否かは解釈に委ねることを前提に、中間利息控除をする場合に用いる場合に用いる割合を、固定制により定めるものである。その際の割合として、年5パーセントをブラケットで囲んで示している。」（原文ママ）と記載されている。

【反対意見もあり】

この提案には、反対意見も存在する。そこで中間試案の「(注)」で、そのような反対意見があることを示している。

中間試案の「(注)」や補足説明では、①規定を設けず、解釈論に委ねるべきという考え方と、②変動制の法定利率（例えば、不法行為の時などの基準時の法定利率）を適用する旨の明文規定を設けるべきであるという反対意見があると紹介している。